

役場からのお知らせ

町職員の人事異動

町職員の人事異動についてお知らせします。
() 内は前任課と職名となります。

退職者 (3月31日付)

高橋 義広 (福祉課 係長)

松川 泰雅 (建設課 主事)

ゴールデンウィーク中の し尿の汲み取りについて

5月2日(土)～6日(水)までは、し尿の汲み取りを行いませんので、必要な場合は早めにお申し込みください。

■お申し込み先

有限会社上嶋環境営繕 ☎47-2037

■受付時間

午前8時から午後5時まで

◆お問い合わせ先◆

町民課 ☎47-4681

林野火災に注意しましょう！

空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期となりました。

森林は、自然とのふれあいの場として、多くの人々に利用されています。

しかし、毎年春になると集中発生する林野火災によって、全国各地で貴重な緑の資源が失われています。

林野火災が4月から6月に集中していることから、この期間を『林野火災危険期間』とし、とくに4月10日(金)から5月20日(水)までを『林野火災予防強調月間』として積極的に予防運動を進めます。

1人ひとりが貴重な緑を守るため、林野火災の防止にご協力をお願いします。

◆お問い合わせ先◆

産業課農林係 ☎47-3002



お知らせ

令和8年度の保険料率改定について

令和8年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10.28%(-0.03%ポイント)、介護率は1.62%(+0.03ポイント)となります。

また、令和8年4月分(5月納付分)から始まる子ども・子育て支援金率は0.23%となります。

ご自身の健康づくりや医療のかかり方が将来的な北海道の医療費上昇、保険料率の伸びを抑えることにもつながりますので、ご協力をお願いします。

◆お問い合わせ先◆

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部
☎011-726-0352(代表)

父母の離婚後の子の養育に関する ルールが改正されます

令和6年5月17日、民法の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)が成立しました。

この法律は、父母の離婚などに直面する子どもの利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与などに関する民法などの規定を見直すものです。

この法律は令和8年4月1日に施行されます。詳しくはこちらをご覧ください。



▲法務省ウェブページ



▲民法等改正法パンフレット

